

2022年9月8日 市民クラブ改革 田中あきよ 一般質問資料

資料①

フリースクール等民間施設に対する補助

自治体	名称	補助金(年間)	対象	受給団体数 令和3年度
神奈川県	フリースペース等事業費補助金	補助対象経費 事業に要する経費から①～③を除いたもの ① 国又は地方公共団体の他の補助金等 ② 団体の維持運営に要する経費 ③ 団体の構成員(スタッフ)に支払う手当てのうち、日常活動(居場所活動等)の 対価に相当するもの 算定式 補助金額≦対象経費×1/3(または1/2) 上限 第1種相談事業750,000円 第2種相談事業600,000円 下限 500,000円	不特定の青少年やその家族を対象とするフリースペース等の活動にあわせて相談活動をしている民間団体	11
茨城県	フリースクール連携推進事業	補助対象経費 ① 常勤職員1名分の人件費(給料、諸手当) ② 学習に係る教材や参考図書の購入費 ③ 体験活動に係るバス借上料及び施設入場料 ④ 外部講師招へいのための謝金及び旅費 補助率 補助対象経費の実支出額の2分の1以内とする。 上限 1施設あたり 1,000,000円	フリースクール =不登校児童生徒を受け入れて支援している民間の団体・施設	5
鳥取県	フリースクール連携推進事業補助金	補助対象経費 ① 指導員人件費 ② カウンセラー謝金 ③ 活動費 補助率 1/2 上限 1団体当たりの補助金交付額は3,000,000円	フリースクール =不登校児童生徒を受け入れて支援している民間の団体・施設	4
札幌市	フリースクール等民間施設事業費補助金	下記補助メニューから現状に即したものを選択 上限 児童生徒数・8名以下 1,600,000円・9～16名 2,000,000円 ・17名～24名 2,400,000円・25～32名 2,800,000円 ・33名以上 3,200,000円 補助メニュー 必要職員の確保 職員1名につき 1,260,000円(6,000円/日×210日) カウンセラー配置 600,000円(5,000円/h×2h×60日) 教材・教具の整備、体験学習・実習費 800,000円 施設借上料 600,000円(50,000円×12月)	フリースクール =不登校児童生徒を受け入れて支援している民間の団体・施設	11
千葉市	フリースクール等民間施設事業費補助金	教材・教具の整備:142,000円 体験学習・実習費:70,000円 施設借上料:288,000円(24,000円×12月)	フリースクール =不登校児童生徒を受け入れて支援している民間の団体・施設	4

資料②

不登校児童の保護者に対する補助

自治体	補助金	対象
茨城県	①補助対象経費 フリースクールへの通所に係る授業料等 ②補助率及び補助限度額 補助率は、保護者が支払う金額の2分の1以内とする。 補助額は、1か月あたり上限 15,000円	フリースクールに通所している児童生徒がいる経済的な事情のある世帯
江北町(佐賀県)	①フリースクール 入学準備金20,000円(1箇所につき1回のみ) 通所(通信)経費(学費と交通費を合算した額) 月額上限40,000円 ②教育支援センター:交通費月額上限20,000円	①在籍する小・中学校において、フリースクールでの学習活動等により指導要録上の出席扱いを受ける者の保護者 ②その他対象経費の補助等を受けていない者
草津市(滋賀県)	月ごとの授業料の上限40,000円。以下の割合で補助 生活保護受給者 10分の10 就学援助の受給者 4分の3 上記以外の人 2分の1	①～⑤のすべてに該当する保護者 ①申請のあった日の前1年以内に、おおむね30日以上在籍する学校に登校していない児童生徒の保護者 ②原則、認定施設に週1回以上通所する児童生徒の保護者 ③在籍学校に、認定施設での児童生徒の様子等に関する情報を提供することに承諾する保護者 ④その他、対象経費の補助を別の団体等から受けていない保護者 ⑤市税の滞納がない保護者
甲賀市(滋賀県)	月ごとの授業料の上限40,000円。以下の割合で補助 生活保護受給者 10分の10 就学援助の受給者 4分の3 上記以外の人 2分の1	①～⑥のすべてに該当する保護者 ①申請の日前1年の期間内に概ね30日以上、在籍する学校に登校していない児童生徒の保護者等 ②フリースクールに、原則週1回以上通所する児童生徒の保護者等 ③フリースクールでの児童生徒の様子等について、フリースクールが在籍学校に情報提供することを承諾すること ④補助対象経費について本市以外の者から補助を受けていないこと ⑤市税(市民税、固定資産税及び軽自動車税)の滞納がないこと ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員でないこと
上越市(新潟県)	対象経費ごとに保護者が負担した額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、上限は下記に定める額 入学費 1回 小学生 75,000円 中学生 100,000円 入寮費 1回 小学生 50,000円 中学生 50,000円 学習費 月額 小学生 20,000円 中学生 22,500円 寮費 月額 小学生 7,500円 中学生 7,500円 食費 月額 小学生 17,500円 中学生 20,000円 体験利用費 日額 小学生 3,000円 中学生 3,000円	フリースクール等を利用する小学校の児童または中学校(中等教育学校の前期課程を含む)の生徒の保護者で、本市に住所を有し、次のいずれかの世帯に属するもの ①生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている人(保護が停止されている人を含む。)の属する世帯 ②保護者及び同一世帯に属する人の市町村住民税の所得割の課税額の合計額が89,000円未満である世帯
千葉市	年間上限 活動費 小学生 1,600円 中学生 2,310円 活動費と通所費の合算 小学生 47,800円 中学生 83,210円	①～③のすべてに該当するお子さんの保護者 ①千葉市立の小・中・中等教育・特別支援学校に在籍している ②教育支援センター等に通うことを、学校長が出席扱いとして認めている ③要保護児童生徒又は準要保護児童生徒として認定されている
鳥取市	上限額 通所費(毎月支払う定額分) 児童生徒 月額 13,200円 交通費・実習費 小学生 月額 3,000円 中学生 月額 6,000円	フリースクール又は教育支援センターに通所する児童生徒の保護者等であって、①～③のすべてに該当する者 ①当該年度の親権者の県民税所得割額と市民税所得割額の合算額が、257,500円未満であること ②児童生徒及び親権者が鳥取市に住所を有すること ③その他対象経費の補助を別に受けていない者

資料③

全国の特定貸付状況(決定件数と金額)※2022年2月12日現在

資金種別	決定件数	決定金額
緊急小口資金(特例)	1,495,000件	279,500百万円
総合支援資金(特例)	2,030,000件	1,071,400百万円
合計	3,525,000件	1,350,900百万円

兵庫県の特定貸付状況(決定件数と金額)※2022年2月28日現在

資金種別	決定件数	決定金額
緊急小口資金(特例)	73,011件	13,351百万円
総合支援資金(特例)	90,919件	64,349百万円
合計	163,930件	77,700百万円

【参考】

2019年度の貸付実績

緊急小口資金 183件、総合支援資金 19件

2009年度のリーマンショック時(6か月)総合支援資金、つなぎ資金実績
4,118件、22億7,900万円

1995年度の阪神・淡路大震災の特例貸付

54,011件、77億1,400万円